

イネカメムシの 広域防除を100ha以上 実施する団体等を支援します！



補助内容

水稻に被害を及ぼす「イネカメムシ」への対策として、無人ヘリやドローンで100ha以上の広域防除に取り組む団体等に対して上限50万円を補助します。

事業実施主体

- ① 農業協同組合
- ② 病虫害防除に係る協議会
- ③ 他の農業者や農業法人と共同で防除を行う農業法人

いずれも要件があります。
詳細は農産物安全課ホームページをご確認ください。

事業要件

- ① 広域防除を行う防除対象水田面積が合計100ha以上※1
- ② イネカメムシを対象とした防除を実施する
- ③ 無人ヘリやドローンを使用した広域防除を防除事業者に委託して実施する

※1 水田の実面積（2回防除を指導しているが2回目の防除面積は含まない）

補助額

定額（1事業主体あたり上限50万円※2）

※2 補助金申請の総額が予算額を上回った場合は、交付額を調整することがあります。

対象経費

- ① 広域防除の実施に要する防除委託費用
- ② 広域防除を実施するための地域内調整に要する費用（ただし、補助費用の10%を上限とする）



申請期間

令和7年5月12日（月）
～6月30日（月）17時まで

事業の詳細については、農産物安全課ホームページをご覧ください→



【事業の申請先】

農林振興センター	電話番号	メールアドレス	管轄地域
さいたま農林振興センター	048-822-2492	p222492@pref.saitama.lg.jp	さいたま市、川口市、鴻巣市、上尾市、草加市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、伊奈町
川越農林振興センター	049-242-1808	r4218104@pref.saitama.lg.jp	川越市、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、三芳町、毛呂山町、越生町
東松山農林振興センター	0493-23-8532	s238532@pref.saitama.lg.jp	東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村
秩父農林振興センター	0494-24-7211	t247211@pref.saitama.lg.jp	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町
本庄農林振興センター	0495-22-6156	u226156@pref.saitama.lg.jp	本庄市、美里町、神川町、上里町
大里農林振興センター	048-523-2812	k232812@pref.saitama.lg.jp	熊谷市、深谷市、寄居町
加須農林振興センター	0480-61-3404	g624771@pref.saitama.lg.jp	行田市、加須市、羽生市
春日部農林振興センター	048-737-2134	n372134@pref.saitama.lg.jp	春日部市、越谷市、久喜市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、宮代町、杉戸町、松伏町

事業に関するQ&A

Q1. 広域防除に使用する農薬代は対象になりますか。

→A. 農薬代は対象外です。

補助対象は、防除業者への委託費用または、地域内調整に係る費用（会議費用、散布エリアの地図作成費等）です。

Q2. 100ha以上の広域防除を実施するために、複数の農業協同組合で申請することは可能ですか。

→A. 複数の農協が共同で申請を行うことは可能です。

また、100haの条件を満たしていれば、市町村を区域とする農業協同組合の支店で申請することも可能です。

Q3. 100ha以上の条件を満たしていれば、農業法人単体での申請は可能ですか。

→A. 農業法人が申請する場合は、同一又は隣接した市町村内の他の農業者や農業法人が参加した広域防除を行うことが必要です。



【お問い合わせ先】

各農林振興センター または 農産物安全課（048-830-4053、a4070-04@pref.saitama.lg.jp）

令和7年5月作成